

議案第 10 号

狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

狭山市介護保険条例（平成 12 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「2 万 1, 438 円」を「2 万 4, 072 円」に改め、同項第 3 号中「3 万 2, 157 円」を「3 万 6, 108 円」に改め、同項第 4 号中「4 万 2, 876 円」を「4 万 8, 144 円」に改め、同項第 5 号中「4 万 7, 163 円」を「5 万 2, 958 円」に改め、同号イ中「又は第 7 号イ」を「、第 7 号イ又は第 8 号イ」に改め、同項第 6 号中「5 万 3, 595 円」を「6 万 180 円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第 8 号イ」に改め、同項第 7 号中「6 万 4, 314 円」を「7 万 2, 216 円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第 8 号中「6 万 8, 601 円」を「8 万 1, 844 円」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（ 8 ） 次のいずれかに該当する者 7 万 7, 030 円

ア 合計所得金額が 500 万円以上 800 万円未満である者で前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（ 1 ）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第 4 条第 2 項中「第 11 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に、「平成 21 年度」を「平成 24 年度」に、「平成 22 年度」を「平成 25 年度」に、「平成 23 年度」を「平成 26 年度」に、「前項第 4 号」を「前項第 3 号」に、「3 万 8, 588 円」を「3 万 3, 700 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 令附則第 17 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成 24 年度（同条第 3 項において準用する場合にあっては平成 25 年度とし、同条第 4 項において準用する場合にあっては平成 26 年度とする。）の保険料率は、第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、4 万 3, 329 円とする。

第 7 条第 3 項中「第 11 条第 2 項」を「第 16 条第 2 項」に改め、「含む。）」の次に「、令附則第 17 条第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含

む。）」を加え、「若しくは第7号イ」を「、第7号イ若しくは第8号イ」に、「第7号まで」を「第8号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第7条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成24年2月23日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、第1号被保険者の保険料率を改定したいので、この案を提出するものである。